

## 江南労働基準協会表彰規程

### (目的)

第1条 会則第4条の目的に則り、本協会の発展に貢献し、その功績が顕著であったと認められるものの表彰はこの規程に定めるところとする。

### (表彰基準)

第2条 前条の表彰基準は、次のとおりとする。

- 1 事業所 本協会が主催する講習、教育等に多数の従業員を参加させるなど本協会の事業収益に寄与した事業所
- 2 個人 (1) 会長、副会長として2年以上在籍したもの  
(2) 部会長として4年以上在籍したもの
- 3 その他本協会の発展に寄与し、表彰することが適当と認められるもの(事業所、個人)

### (選考方法)

第3条 選考は総務部会が行い、理事会の承認を得て適正な運営に資するものとする。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、感謝状及び記念品を授与し、総会にて行う。

### 附則

- 1 この規程の定めがない事項は、協会長が別に定める。
- 2 この規程は令和元年12月1日から施行する。